

寄 附 行 為

財団法人神戸市都市整備公社

財団法人 神戸市都市整備公社寄附行為

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、財団法人神戸市都市整備公社（以下「本公社」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本公社は、主たる事務所を神戸市中央区浜辺通 5 丁目 1 番 1 4 号に置く。

(目的)

第 3 条 本公社は、神戸国際港都建設の主旨にのっとり、神戸市域内の地域的特性に適應する土地の合理的利用と開発を図るため、都市の整備及び再開発並びに地域開発のための事業を推進することにより、都市機能の維持増進と都市環境の整備改善につとめ、もって神戸市の産業経済の発展と住民の福祉厚生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本公社は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 都市の整備及び再開発その他地域開発に関する事業を促進するために行う土地の取得、整備、管理並びに処分
- (2) 都市の不燃化と土地の高度利用その他都市生活環境の改善に必要な建築物その他施設の取得、建設、管理並びに処分
- (3) 市が実施し、又は指導する都市の整備及び再開発その他地域開発に関連する事業
- (4) 鋼索鉄道、索道事業その他の観光施設及びレクリエーション施設の取得、管理運営に関する事業並びにこれらに関連する事業
- (5) 下水道事業の推進を図るために必要な下水道の普及と適切な維持管理に資する事業
- (6) その他本公社の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 5 条 本公社の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第 6 条 本公社の財産は、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第 7 条 本公社の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵政公社若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託又は国債若しくは公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第 8 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、本公社の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、主務官庁の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保にすることができる。

(経費の支弁)

第9条 本社の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 本社の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、主務官庁に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 本社の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その事業年度終了後3月以内に主務官庁に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第13条 本会社が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、主務官庁に届け出なければならない。

(事業年度)

第14条 本社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第15条 本会社に、次の役員を置く。

理事 10名以上15名以内

監事 2名

2 理事のうち、1名を理事長、2名以内を副理事長、2名以内を専務理事、3名以内を常務理事とする。

(役員を選任等)

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選による。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることはできない。

4 理事のいずれか1名とその親族その他特別な関係にあるものの合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 監事は相互に親族その他特別な関係にある者であってはならない。

6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。

7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。

(役員職務)

第17条 理事長は本会社を代表し、その職務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本会社の常務を統括する。

4 常務理事は、本会社の常務を分担処理する。

5 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、本会社の業務を議決し、執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 財産及び会計を監査すること。
- (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
- (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員又は主務官庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること。

(役員任期)

第 1 8 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 1 9 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、理事会及び評議員会の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第 2 0 条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第 2 1 条 本会社に、顧問 3 名以内を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、学識経験者の中から理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

4 顧問には、第 1 8 条第 1 項及び第 2 0 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

第 4 章 理 事 会

(構成)

第 2 2 条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第 2 3 条 理事会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、本会社の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第 2 4 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 1 7 条第 6 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 2 5 条 理事会は第 1 7 条第 6 項第 4 号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 1 4 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数等)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 理事会の議事は、この寄附行為で別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第31条 本会社に評議員10名以上15名以内を置く。

2 評議員は、理事会で選任し、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員には、第18条から第20条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、第17条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4 評議員会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

5 評議員会には第27条から第30条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 委員会

第33条 理事長は、本会社の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会の同意を経て理事長が委嘱する。

3 委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 7 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 3 4 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第 3 5 条 本社は、民法第 6 8 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるもののほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、主務官庁の認可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第 3 6 条 本会社が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得て、神戸市に寄附するものとする。

第 8 章 事務局

(設置等)

第 3 7 条 本社の事務を処理するため事務局を設置し、必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 3 8 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 寄附行為

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 事業計画及び予算に関する書類

(4) 事業報告及び決算に関する書類

(5) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表

(6) 許可、認可等及び登記に関する書類

(7) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類

(8) 理事及び監事の履歴書

(9) 評議員及び職員の名簿及び履歴書

(1 0) その他必要な帳簿及び書類

2 前項第 1 号から第 5 号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

第 9 章 補 則

(細則)

第 3 9 条 この寄附行為に定めるもののほか、本社の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(市長の承認)

第 4 0 条 本社の予算、決算、資金計画、事業計画及び事業報告について、理事会で議決又は承認を行おうとするときは、あらかじめ神戸市長の承認を得なければならない。

第 4 1 条 設立当初から昭和 3 9 年 3 月 3 1 日までの理事及び監事は次のとおりとする。

(氏名省略)

設立許可	昭和 38 年 5 月 7 日
設立登記	昭和 38 年 5 月 18 日
寄附行為変更	昭和 38 年 12 月 4 日認可
	昭和 39 年 7 月 21 日認可
	昭和 41 年 2 月 21 日認可
	昭和 47 年 3 月 31 日認可
	昭和 48 年 4 月 24 日認可
	昭和 49 年 6 月 1 日認可
	昭和 52 年 7 月 4 日認可
	昭和 53 年 4 月 12 日認可
	昭和 62 年 7 月 17 日認可
	平成 12 年 3 月 22 日認可
	平成 13 年 12 月 21 日認可
	平成 15 年 7 月 10 日認可

(設立許可 昭和 38 年 5 月 7 日)

(設立登記 昭和 38 年 5 月 18 日)

附 則

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

(昭和 38 年 12 月 4 日認可)

附 則

この寄付行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

(昭和 39 年 7 月 21 日認可)

附 則

この寄付行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

(昭和 41 年 2 月 21 日認可)

附 則

この寄付行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

(昭和 47 年 3 月 31 日認可)

附 則

この寄付行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

(昭和 48 年 4 月 24 日認可)

附 則

この寄付行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

(昭和 49 年 6 月 1 日認可)

附 則

この寄付行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

(昭和 52 年 7 月 4 日認可)

附 則

この寄付行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

(昭和 53 年 4 月 12 日認可)

附 則

この寄付行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

(昭和 62 年 7 月 17 日認可)

附 則

この寄付行為の変更は、運輸大臣及び兵庫県知事の認可のあった日から施行する。ただし、第 4 条第 5 号の変更及び同条第 6 号の追加は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 12 年 3 月 22 日認可)

附 則

この寄付行為の変更は、近畿運輸局長及び兵庫県知事の認可のあった日から施行する。

(平成 15 年 7 月 10 日認可)